

歴史上の人物名等の商標審査の方向性（案）

1. 問題の所在

(1) 歴史上の人物名に関する従来審査

現行の商標法において、現存する者以外の人物名の商標については商標法上に当該商標の登録を禁止する明文の規定が存在していない。例えば、人名等についての商標登録の要件として商標法4条1項8号が存在するが、同号は人格権保護の規定であって、現存する者の保護を目的とするものに限られている^(注1)。また、他人の周知・著名な商標の保護の規定として商標法4条1項10号、同15号及び同19号も存在するが、これらは他人の商品又は役務の出所を表示する周知・著名な“商標”の保護の規定であり、“商標”として周知・著名なわけではない歴史上の人物名等の商標登録をこれらの規定を適用して拒絶することは困難といえる。実際、没後間もなかったり、配偶者が生存中といった限られた事例を除くならば、歴史上の人物名の出願の多くが、過去から「弁慶」(登録第68202号、大正3年登録)、「家康」(登録第522939号、昭和33年登録)、「石川啄木」(登録第605542号、昭和38年登録)等の商標登録がなされている。

(2) 歴史上の人物名を巡る諸事情

周知・著名な歴史上の人物名は、その人物の名声により強い顧客吸引力を有しており、そのために、それを商標として使用したいとする者も少なくないものと考えられる。

特に、その人物の郷土やゆかりの地においては、住民に郷土の偉人として敬愛の情をもって親しまれ、例えば、その業績を称え記念館が運営されたり、地元のシンボルとして地域興しや観光振興のために人物名が商標として使用されるような実情もあるところである。

しかし、全く関係を有しない第三者が商標登録をすることについては、郷土やゆかりの地における地域興しなどの地域産業に悪影響を及ぼしかねないとの懸念が指摘される。また、遺族の感情としても、名声や名誉を傷つけるとの不快の念を抱くとの懸念が指摘される。

(注1) 商標法4条1項8号でいう「他人」には故人が含まれないとされた判決(要約)(平成17年6月30日知財高平成17年(行ケ)第10336号)(「アナスラン Ana Aslan」商標)：

「商標法4条1項8号は、「他人の氏名・・・を含む商標」は商標登録を受けることができない旨規定する。同号は、「その他人の承諾を得ているものを除く。」と定めているから、同号にいう「他人」は、生存ないし現存するものに限られると解するのが相当である。(略)

しかし、人格権は、一身専属的な権利であって、例えば著作権法60条のような個別の規定がある場合を除き、その者の死亡により消滅するというべきであるから、商標法4条1項8号の立法趣旨が人格権の保護であるからといって、そのことから、同号にいう「他人」に故人が含まれるということにはならない。」

最近の事例をみても、「吉田松陰」等の商標登録を巡り、地元自治体が、登録異議の申立てをするとともに、当該商標登録は人物の名声に便乗した利益取得がねらいと言わざるを得ない、歴史上の著名な人物名に関して独占排他的に権利を主張すること自体認められるべきではない、といった主張が報道されている（別紙１）。

さらに、歴史上の人物名の商標登録に関して商標登録がされないよう判断を統一するようにとの要望が寄せられている（別紙２）。また、「金子みすず」や「中原中也」の商標登録出願の拒絶査定不服審判においても、地元から商標登録に反対する内容の情報提供がされている事例も存在する（注２）。

２．近時の判決、審決等の動向

近時、公序良俗違反（法４条１項７号）の規定の適用については、商標自体が公序良俗に反するものでなくとも、著名な他人に関する評価を承知しながら、その著名性を利用する意図をもってした商標登録を公序良俗に反するものとして、他の団体の名声を僭用して不正な利益を得るために使用するものと認められる限り商取引の秩序を乱すものであって同号に違反するものとする判決がなされている。また、これらの判決の趣旨を踏まえ、遺族等の承諾を得ることなく商標登録をすることは、歴史上の人物の名声に便乗し指定商品・役務についての使用の独占を図るものであって、当該人物の名声・名誉を傷つけるおそれがあり、社会道徳に反するばかりでなく、公正な取引秩序を乱す等として公序良俗違反であるとした審決もなされている（別紙３）。

３．歴史上の人物名等の商標に関する審査基準の策定

（１）審査基準の策定の方向性

歴史上の人物名の商標については、無関係の者が、当該人物の名声に便乗して自己の事業に利用する意図あるいは名声を毀損するような意図で商標登録を取得し、その指定商品・役務の範囲で人物名を独占しようとする出願は、当該人物の郷土の地域振興や地域産業に悪影響を与え、公正な取引秩序を乱すおそれがあり、また、当該人物の名声・名誉を傷つけ、その遺族の心情を害するおそれがあることから、公序良俗に反するものとして登録を拒絶することが適切ではないか。

（注２）「金子みすず」拒絶査定不服審判（審判 2006-18265 審決日平成 20 年 2 月 4 日）

「中原中也」拒絶査定不服審判（審判 2006-18264 審決日平成 20 年 2 月 4 日）

「金子みすず」の商標についての拒絶査定不服審判における刊行物等提出書においては、金子みすずの生まれ故郷に記念館が開設され、同人をテーマにしたまちづくりをしていることや同人の娘による出願人の商標登録に強く反対する旨及び地元自治体からも郷土の偉大な詩人の名誉を汚す行為を看過できない旨の文書が提出されている。

また、「中原中也」の商標の事例においても、生まれ故郷が遺族の同意のもと中原中也記念館の建設、中原中也賞の創設をし、地域住民が同人にちなんだ商品販売をしている実情を説明し、商標登録に反対である旨の文書が地元自治体から提出されている。

特に、審査の統一化、明確性、予見可能性の確保の観点からは、単に個別に審判決の動向を踏まえて審査をするのではなく、歴史上の人物名等にかかる商標登録出願について公序良俗違反（法4条1項7号）として扱うことに関する審査基準を策定する必要がある。

なお、著名な著作物の題号や祭りの名称について、無関係の者が商標登録を取得しようとしているものと認められる場合にも、歴史上の人物名と同様の事情にあることから、やはり、公序良俗違反の規定により拒絶することが適切ではないか。

（2）審査基準の骨子案

- 1．著名な歴史上の人物名等の商標について、例えば、当該人物の著名性・評価を自己の事業のために利用する意図又はその名声を僭用して利益を得る意図があること、地域の産業に悪影響を与え公正な取引秩序を乱すおそれがあること、また、名声や名誉を害するおそれがあり遺族の心情を害するおそれがあることが認められる場合には、商標法第4条第1項第7号（公序良俗違反）に該当することとする。
- 2．著名な歴史上の人物名等の商標については、出願の経緯、故人・その遺族との関係、当該故人と指定商品・役務との関連性、当該故人名を登録した場合の社会や産業への影響等を調査し、その結果を勘案しても、当該人物の著名性・評価を自己の事業のために利用する意図又はその名声を僭用して利益を得る意図がある等の上記1．に挙げたものと認められる場合に、商標法第4条第1項第7号により登録を拒絶し得ることとする。

[説明]

a．本審査基準案の対象

対象である「歴史上の人物」とは、周知・著名な故人をいうものとする。

加えて、歴史上の人物名以外にも、同様の事情にある、例えば、周知・著名な著作物を表す題号や祭りの名称等も対象となり得る^(注3)。

^(注3) 著作物の題号や地域振興のための標章については、次のような判決等がなされている。

イ．「Anne of Green Gables」（赤毛のアン）の商標登録の無効審決取消請求事件における著作物の題号に関しての説示（要約）（平成18年9月20日 知財高平成17年（行ケ）第10349号）：

「題号は、当該著作物の標識というべきものであるから、その著作物を他の著作物から識別する機能を有するとともに、当該著作物の評価や名声がその題号に化体し、著名な著作物についてはその題号自体が大きな経済価値を有する場合があります。本件著作物のような世界的に著名な題号が有する経済的価値は、計り知れないものがある。本来万人の共有財産であるべき著作物の題号について、当該著作物と何ら関係のない者が出願した場合、単に先願者であるということだけによって、当該指定商品等について唯一の権利者として独占的に商標を使用することを認めることは相当とはいい難く、商標登録の更新が容易に認められており、その権利行使は半永久的に継続されることになることなども考慮すると、なおさら、かかる商標登録を是認すべき必要性は低いというべきである。」

ロ．「二十四の瞳」の商標登録を巡る地元（小豆島）の反発に関する報道（別紙4）。本件については、登録無効審判が請求されたが、当該登録が審判請求人に移転され審判請求は取り下げられた（登録第4849417号、登録第4849416号）。

ハ．「ほろはた 母衣旗」の商標登録無効審決取消訴訟（平成11年11月29日 東京高等裁判所平成

また、本取扱いの対象となるかどうかは、出願に係る商標が「歴史上の人物名」等を認識させるものであるか否かを勘案して判断する。

b. 具体的な審査の運用

商標登録出願が地域の産業に悪影響を与え公正な取引秩序を害するおそれや、遺族の心情を害するおそれがあるかどうかについては、例えば、出願の経緯（例えば、出願人の商標採択の理由、出願人の商標としての使用状況・周知著名性等の事情） 故人・その遺族との関係（例えば、遺族の承諾を得ているか否か等の事情） 故人と指定商品・役務との関連性（例えば、故人が著名な画家である場合に、「絵の具」を指定商品とする場合には、故人の著名性を利用して商品の品質を誇示する意図の出願と考え得る、故人が著名な音楽家である場合に指定商品が「便器」の場合と指定商品が「チョコレート」の場合とでは、故人の名声・名誉が害される可能性が異なると考えられるなど。） 故人名を登録した場合の社会や産業への影響（例えば、故人の遺産等を管理している者が存在するか否か、故人の氏名等を既に地域振興等に利用している状況にあるか等の事情）等について、職権をもって十分に調査した結果及び出願人の反論や反証を通じて判明した状況証拠を総合的に勘案して判断することとする。その上で、その商標登録を認めることが地域の産業に悪影響を与え公正な取引秩序を害するおそれがあったり、遺族の心情を害するおそれがあるといわざるを得ない場合には、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」として拒絶するものとする。

10年（行ケ）第18号）：（抜粋）「被告による本件商標の取得は、仮に、その主張するとおり、本件商標を自ら使用する意思をもってその出願に及んだものであるとしても、原告による、町の経済の振興を図るといふ地方公共団体としての政策目的に基づく公益的な施策に便乗して、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、指定商品が限定されとはいえず、該施策の中心に位置付けられている「母衣旗」名称による利益の独占を図る意図でしたものといわざるを得ず、本件商標は、公正な競争秩序を害するものであって、公序良俗に反するものというべきである。」

食品商標に「吉田松陰」「高杉晋作」「桂小五郎」
郷土の萩「立腹」異議申し立て

貸金などを業務とする東京の会社が「吉田松陰」「高杉晋作」「桂小五郎」という幕末の志士たちの名を商標登録していたことがわかり、3人の出身地の山口県萩市は18日、特許庁に登録取り消しを求める異議申し立てをしたと発表した。「遺族や3人を敬愛する郷土の人たち、国民の社会的感情を著しく損ね、公序良俗を害する」としている。

市などによると、商標登録は2005年6月に宮城県の会社が出願。07年9月に登録の審決が下り、同年10月に商標権の名義が東京の会社に変更された。対象品目は、「吉田松陰」と「桂小五郎」が食用油脂、加工水産物などの食品、「高杉晋作」は食品に酒類や清涼飲料水も加えている。

市は「人物の名声に便乗した利益取得が目的といわざるを得ない」と指摘。「歴史上の著名な人物名に関して独占排他的に権利を主張すること自体認められるべきではない」として、商標登録制度の改正も求めていくという。

(出典：読売新聞 東京朝刊38面 平成20年2月19日)

山口県市長会の要望書(「平成20年2月定例山口県市長会議における決議について(要望)」)より抜粋

歴史上の著名な人物名に係る商標登録制度の見直しについて

吉田松陰、高杉晋作、桂小五郎など、郷土にゆかりの深い歴史上の著名な人物の名称が、その人物と何ら関係のない事業者の商標として、現在登録されている。

これら歴史上の著名な人物と何ら関係のない特定の者が、その人物の名声に乗じて、その名を商標として登録し、独占排他的に使用を認めることは、その人物の名誉・名声を傷つけるだけでなく、遺族等の関係者をはじめ、同人を敬愛する郷土の人々や国民の社会的感情を損ね、公正な取引秩序を乱し、公序良俗を害するおそれがある。

そもそも歴史上の著名な人物名に関しては、特定の者の商標として独占排他的にその権利を主張すること自体が認められるべきでないと考えられる。

そこで、これらの商標登録についての過去の事例を見ると、特許庁が示した見解に統一性が見られないなど、その対応に苦慮している様子がうかがえることから、審決の判断基準等となるべき法制度に不備があるといわざるを得ない。

については、歴史上の著名な人物名に係る商標登録制度に関し、早急に見直しを図られるよう強く要望する。

「カーネギー・スペシャル CARNEGIE SPECIAL」

(平成14年8月29日 東京高等裁判所 平成13年(行ケ)第529号)(抜粋)

「著述家・講演者としてのデール・カーネギーの存在も、デール・カーネギーが提唱した内容、ノウハウに基づくものであり、その氏名が付されている能力養成・人材育成の講座も、本件商標の登録査定時(略)において、既に日本を含めた世界の多くの国で周知となっていた、と認めることができる。(略)本件商標の登録査定時当時、原告は、被告の実施している講座が、長い歴史を有し著名で、一定の評価を受けていることを十分認識した上で、自己の主要な業務に、その評価を利用する意図で、本件商標の出願を行い、その登録を受けたものと優に認定でき、不正の目的を有していたと認められる。(略)前記のとおり、原告は、被告ないしそのライセンサーが、世界各国で行っている事業が高い評価を受け、著名であることを十分承知しながら、その著名性を、専らその主力事業のために利用する意図をもって、本件商標の登録をしたものである。そうである以上、本件商標の登録全体が、公序良俗に反するものとして無効となる、というべきである。」

「Juventus」

(平成11年3月24日 東京高等裁判所 平成10年(行ケ)第11号)(抜粋)

「我が国においてその名称又は略称をもって著名な外国の団体と無関係の者が、その承諾を得ずに当該団体の名称又は略称からなる商標又はこれらに類似した商標の設定登録を受けることは、それが商標法4条1項8号、15号等によって商標登録を受けることができない場合に当たらないとしても、当該団体の名声を僭用して不正な利益を得るために使用する目的、その他不正な意図をもってなされたものと認められる限り、商取引の秩序を乱すものであり、ひいては国際信義に反するものとして、公序良俗を害する行為というべきであるから、同項7号によって該商標の登録を受けることができないものと解すべきである」

「福沢諭吉」

(登録無効審判 2004-89021 審決日 平成17年5月31日)(抜粋)

「甲第1号証ないし甲第34号証(枝番を含む。)によれば、『福沢諭吉』は、明治時代の民間啓蒙思想家で「学問のすすめ」等の作品で知られ、現在の慶應義塾大学の前身である慶應義塾を創設したこと等で一般によく知られているものと認められる。

また、「福沢諭吉」は、郷土大分県中津市はもとより、国民一般に敬愛されていた人物であることも認められる。

そうすると、本件商標は、前記のとおり「福沢諭吉」の文字よりなるものであるから、遺族等の承諾を得ることなく本件商標を指定商品について登録すること

は、著名な死者の名声に便乗し、指定商品についての使用の独占をもたらすことになり、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものといわざるを得ない。」

「野口英世」

(拒絶査定不服審判 2003-18577 審決日 平成18年5月30日)(抜粋)

「世界的に著名な死者の氏名を遺族と何ら関係を有しない者が遺族等の承諾を得ることなく、商標として登録することは、故人の名声、名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、ひいては国際信義に反するものとして、公の秩序又は善良の風俗を害するものといわざるを得ない。」と解される(東京高裁 平成13年(行ケ)第443号判決 平成14年7月31日判決言渡参照)

2 これを本件についてみるに、本願商標は、「野口英世」の文字を標準文字で表してなるところ、野口英世は、世界的に有名な細菌学者であり、梅毒スピロヘータの純粋培養に成功したことや黄熱病研究に尽力したこと等で知られる人物であり、近時においては、その業績等を讃えて我が国の通貨(1000円紙幣)に肖像が採用されていることは遍く知られているところである(審査甲第2号証)

そして、「野口英世」は、野口英世博士の氏名として、我が国の一般世人にも広く知られているものであり、これに止まることなく、世界的にもその業績とともに著名であるといえる。さらに、野口英世博士の業績を讃え、あるいは、その業績や遺志を引き継ぐ事業や団体等が国内外に実在することもまた知られたところである(たとえば、野口英世記念財団(<http://www.noguchi-hideyo.com/hideyo/index.html>)、野口英世記念館(<http://www.noguchihideyo.or.jp/>)、野口医学研究所(<http://www.noguchi-net.com/>)及び審判甲第5号証)ことから、同人は、世界的に有名な細菌学者として著名な存在であり、その死亡時から査定時及び今日においても、その著名性が継続していると認められる。

3 そこで、本件の請求人(出願人)と前記野口英世博士との関係についてみるに、両者が何らかの関係を有する者であると認め得る証左はなく、また、当該氏名の出願や登録に関して、何らかの承諾等を得た者であるともいえないものであるから、本件の請求人(出願人)は、故野口英世博士とは何ら関係を有することのない者といわざるを得ない。

4 してみれば、本願商標は、指定商品の取引者、需要者に故野口英世博士の氏名を表す文字よりなるものと容易に認識させるものであるから、遺族等の承諾を得ることなく本願商標を指定商品について登録することは、著名な死者の名声に便乗し、指定商品についての使用の独占をもたらすことになり、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるといわざるを得ないものである。」

「二十四の瞳」商標登録問題 保存会、きょう無効請求

作家・壺井栄（1889～1967）の代表作「二十四の瞳」という言葉を土庄町内の特産品販売業者が商標登録した問題で、内海町の「二十四の瞳映画村」を運営する財団法人「岬の分教場保存会」は19日、特許庁に対して登録の無効審判を請求する文書を提出する。

請求書では、商標登録した土庄町の小豆島ヘルシーランド（代表＝柳生好彦・土庄町議）に対し、二十四の瞳は小豆島のシンボルで、混乱が生じるとしている。

内海町の観光業者らでつくる町観光協議会の秋村善道会長は「二十四の瞳は島民が共有している。商標登録したのは観光に関連する企業。モラルが問われるとともに、島民感情を無視している。速やかに商標登録を取り下げるべきだ」としている。

一方、柳生さんは「開発中の目の健康補助食品の名前に使いたかったから商標を取っただけ」と話し、島内での使用を無料とするため、柳生さんから権限と管理を委託要請された小豆島とのしょう観光協会の丹生年一会長は「個人的に島内の人間が持つことは自然なことだと思うが、委託の件は20日の役員会でどうするか決めたい」としている。

（出典：読売新聞 大阪朝刊26面 平成17年5月19日）

商標審査基準（抜粋）

第3 五、第4条第1項第7号（公序良俗違反）

1．「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、その構成自体がきょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合及び商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳觀念に反するような場合も含まれるものとする。

なお、「差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形」に該当するか否かは、特にその文字又は図形に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断するものとする。

2．他の法律によって、その使用等が禁止されている商標、特定の国若しくはその国民を侮辱する商標又は一般に国際信義に反する商標は、本号の規定に該当するものとする。